

平成 24 年 3 月 9 日

放送に係る契約における反社会的勢力排除のガイドライン

社団法人 衛星放送協会

反社会的勢力排除についての社会的な動きが高まりみせている状況に鑑み、衛星放送協会会員各社が一丸となり、反社会的勢力に介入の隙を与えないという態度を徹底するため、放送に係る契約における反社会的勢力への対応につき、以下の事項を各社の行動の基本とすべく、本ガイドラインを定める。

1. 本ガイドラインが対象とするのは、次の各号に該当すると判断される者が所属する企業もしくは団体（当該企業または団体の役員及び従業員等を含む）とする。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員及び準構成員
 - (3) 暴力団関係企業
 - (4) 特殊知能暴力集団
 - (5) その他上記各号に準ずる者（以下第 1 号から本号までを総称して「暴力団等」といいます）
 - (6) 暴力団等に協力し、または暴力団等を利用するなど暴力団等と密接な関わりを有する者

2. 放送に係る契約を締結した相手方が前項に該当するものであることが判明した場合、あるいは、放送に係る契約の履行が、暴力団等の反社会的勢力の活動を助長し、またはその組織運営に寄与するおそれがあると判明した場合は、放送に係る契約を催告なく解除することができるものとします。

以上